

学校生協 福利厚生制度 「あ・ん・し・ん」 について



学校生協組合員(再任用含む)のみが加入することができる、学校生協独自の福利厚生制度です。

1年間のスケジュール

12月1日

更新日(加入日)

今回の更新日(責任開始期)です。翌年の11月末日までの1年間の保障が始まります。

POINT 翌年2月頃

配当金還付

前年度の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてご加入の皆さまへ還付します。

5月中旬~下旬(予定)

前期PR期間

「あ・ん・し・ん」の新規加入のみ受けつけております。

6月下旬~7月中旬(予定)

後期PR期間

ご結婚やご出産など、ライフスタイルの変化にあわせて保障を見直すことができます。

10月頃

年末調整資料送付

保険料控除に関して、年末調整手続きに必要な資料をお送りします。



POINT 配当金の還付対象の制度は「あ・ん・し・ん」と「医療保障保険」と「就業不能サポート」です。

制度概要

あ・ん・し・ん

死亡、所定の高度障害を保障します

傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します

医療費あ・ん・し・ん制度

病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします

総合医療サポート

【生保部分】【損保部分】

病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します

医療保障保険

病気やケガによる入院を保障します

※既加入者専用のコースのため新規加入できません

重病克服支援制度

7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します

ビッグライフ

病気やケガによる療養時の所得を補償します

ワイドライフ

病気やケガによる長期療養時の所得を補償します

就業不能サポート

病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。所定の精神障害による就業不能もお支払いします

健康づくりサポート

健康管理をサポート

給付例

■「あ・ん・し・ん」C1コース ■「医療費あ・ん・し・ん制度」2.5万円コース ■「総合医療サポート」(生保部分)日額5,000円コース に加入の場合

ケガの場合

例：マラソン中に転倒し骨折。継続して7日間入院した場合



- 「あ・ん・し・ん」より【入院給付金】
日額6,300円×7日間=44,100円
- 「医療費あ・ん・し・ん制度」より【入院支援給付金】
1日～30日以内の入院で25,000円給付
- 「総合医療サポート」(生保部分)より【入院給付金】
日額5,000円×7日間=35,000円

合計 104,100円 給付されます

病気の場合

例：白内障で継続して3日間入院して所定の手術(レーザー・冷凍凝固による眼球手術)をした場合



- 「医療費あ・ん・し・ん制度」より【入院支援給付金】
1日～30日以内の入院で25,000円給付
- 「総合医療サポート」(生保部分)より【入院給付金】
日額5,000円×3日間=15,000円
- 「総合医療サポート」(生保部分)より【手術給付金】
日額5,000円×10倍=50,000円

合計 90,000円 給付されます

※配当金の還付対象は、「あ・ん・し・ん」と「医療保障保険」と「就業不能サポート」で、その他の制度については配当金はありません。「あ・ん・し・ん」と「医療保障保険」と「就業不能サポート」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

ホームページに掲載している内容は2023年度の制度内容(2023年12月1日時点)のもので、ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。